

部落差別をなくす運動と 私たちの暮らし②

前回は部落差別をなくす運動の取り組みによって実現した教育関係の成果について考えましたが、今回は戸籍の公開の制限がされたこと、就職の際に提出する履歴書が統一応募用紙になったことについて述べていきたいと思いません。

1、戸籍の公開制限

わが国では1871年（明治4年）、全国民を対象とした統一的な戸籍を作ることが決められ、翌年2月から施行されました。この年が壬申（きのえさる）の年であったことから、壬申戸籍とよばれました。この戸籍の中には族称欄があつて、被差別部落の人々は賤称で記載されていました。

戦後の1948年（昭和23年）1月に新戸籍法が施行され、族称欄はなくなりましたが、戸籍は誰でも見ることができました。そのため、興信所や一般の人々によって身元調査などに悪用されるのが起り、差別の温存助長につながっていました。

その差別をいちばん多く受けたのが

被差別部落の人々でした。戸籍をもとに身元調査が行われ、結婚や就職を断られるということがたびたび起きていました。

このような中、和歌山県白浜町で結婚差別事件が起き、町は差別の拡大を防ぐ目的で戸籍簿・除籍簿の閲覧を本人・親族に制限しました。これをきっかけに被差別部落の人々は国に対して、戸籍の公開制限を求めていきました。

こうした活動が実を結び、1976年（昭和51年）に法改正が行なわれ、戸籍の公開制限が行なわれるようになりました。

このことによつて、被差別部落の人々だけでなく、すべての人々のプライバシーが守られるようになりました。

2、就職時における統一応募用紙の採用

高校生などが、就職の際に提出する履歴書（応募用紙）が、統一応募用紙になったのも部落差別をなくす運動からです。

それまでは、それぞれの会社を作る

社用紙が多く使われていました。そこには本籍地をはじめとして、家族それぞれの学歴や収入、職業、あるいは家の



▲統一応募用紙

資産など、本人の適性や能力に関係がないことまで書かなければなりません。

こうした書類により被差別部落出身ということが明らかにされて不採用になったり、さらには、親がいないということや、家に資産がないということなどで不採用になったりしていたのです。

このような就職差別事件にたまりかねた被差別部落出身生徒などの訴えが学校、教師を動かすとともに、部落差別をなくす運動と結びつき、さらに改善を求める多くの人々との連帯につながっていきました。

その結果、応募用紙は各地で徐々に

改善されていき、1973年（昭和48年）の「全国高等学校統一用紙」の採用につながっていきました。これにより、本人の適性や能力に関係ない「本籍」や「家族状況」などの欄が削除されるとともに、一般の求職者についても、JIS規格の様式例に基づいた履歴書を使用するよう指導がされています。

これらの統一応募用紙等の採用により、憲法が保障する就職の機会均等が大きく前進したと言えます。

今こそプライバシーが侵されたり、本人の能力や適性に関係ないことで採用・不採用が決まったりすることはおかしいことだと多くの人々が考えるようになってきました。しかし部落差別をなくす運動がなかったら、今でも気付かずにいたかもしれません。

しかし、課題も残っています。たとえば、行政書士が職権を利用して戸籍簿を閲覧して身元調査をしたり、被差別地区の地名などが記録されたディスクが出回ったりする事件が今も起こっています。また、大卒者や一般採用者の場合は問題のある応募社用紙を求められる事例があり、これからもみんなの力で改善していくことが必要です。

このように、部落差別をなくす運動は私たちの暮らしと今も、そしてこれから密接な関係があるのです。